資料３

大気常時監視測定局の配置の適正化について

１　大気常時監視について

大気汚染の常時監視は、大気汚染防止法第 22 条の規定により、都道府県知事（大阪府知事）の義務とされていますが、同法第 31 条第 1 項及び同法施行令第 13 条第２項による権限移譲により、本市において事務処理を行っています。

測定局の数及び配置については、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に定められており、局数においては算定基準があり、配置においては各自治体が地域の特性や実情に応じて設置することと定められています。

事務処理基準に基づき、本市の必要最低測定局数を算定したところ、１～２局以上の設置が必要となります。

現在、本市では一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を３局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を 1 局配置していますが、これは住民の生活環境の保全に配慮した環境監視体制の充実や、国が定める環境基準並びに環境基本計画に掲げている本市独自の環境目標（以下「環境基準等」という。）の達成状況を確認するために配置されたものです。

２　測定局の配置状況及び近年の大気環境

(1) 測定局の配置状況

本市の大気環境は、昭和 40 年台後半から昭和 60 年台にかけて、環境基準等を超過する状況にありました。特に、本市南部地域は、昭和 49 年に公害健康被害補償法により、気管支ぜん息等の疾病が多発している地域として、国から第一種地域に指定され、大気の状況を詳細に把握する必要があったと推察されます。

本市が配置する測定局は下記のとおりで（別紙１）、それぞれの地点において連続的に測定を行い、周辺地域の大気環境の継続的な把握を行っています。幹線道路や事業所が多いことなどから、本市南部地域に重点的に測定局を配置し、大気環境を詳細に把握する必要があったと推察されます。

＜一般局＞

ア　吹田市北千里局　住所：藤白台１-１-50（以下、「北千里局」という。）

イ　吹田市高野台局　住所：大阪府吹田市高野台４-５-１（以下、「高野台局」という。）

ウ　吹田市垂水局　住所：大阪府吹田市垂水町３-32-50（以下、「垂水局」という。）

＜自排局＞

吹田簡易裁判所局　住所：寿町１-５-５（以下、「簡裁局」という。）

(2) 近年の大気環境

本市の近年の大気環境は、光化学オキシダント以外は環境基準等を達成する状況まで改善しています。なお、光化学オキシダントの基準超過は本市特有のものではなく、全国的にも基準達成が難しい物質です。

本市南部地域の公害健康補償法における国の地域指定が昭和 63 年に解除され、その後、本市独自の健康被害補償制度を実施してきましたが、平成 27 年３月 31 日をもって健康被害補償制度が廃止されました。

３　垂水局の廃止と測定機器の移設について

(1) 垂水局の廃止

本市では必要最低局数（１～２局）を上回る測定局で市内全域の大気環境を監視しています。また、本市は縦長の地形であり、垂水局は簡裁局と同じ南部に位置しています。垂水局は一般局、簡裁局は自排局としてそれぞれの役割を持っていますが、南部２局の各測定項目については同様の濃度推移の傾向を示していること（窒素酸化物及び浮遊粒子状物質は高い相関を示している）、更に、別紙２のとおり、垂水局を除く３つの測定局で市全域をカバーできる観測体制にあることから、垂水局は廃止可能と判断しました。

なお、簡裁局は自動車排出ガス等の影響を常時監視する役割を担っている本市唯一の測定局であるため今後継続して常時監視を行うことは必要と考えています。

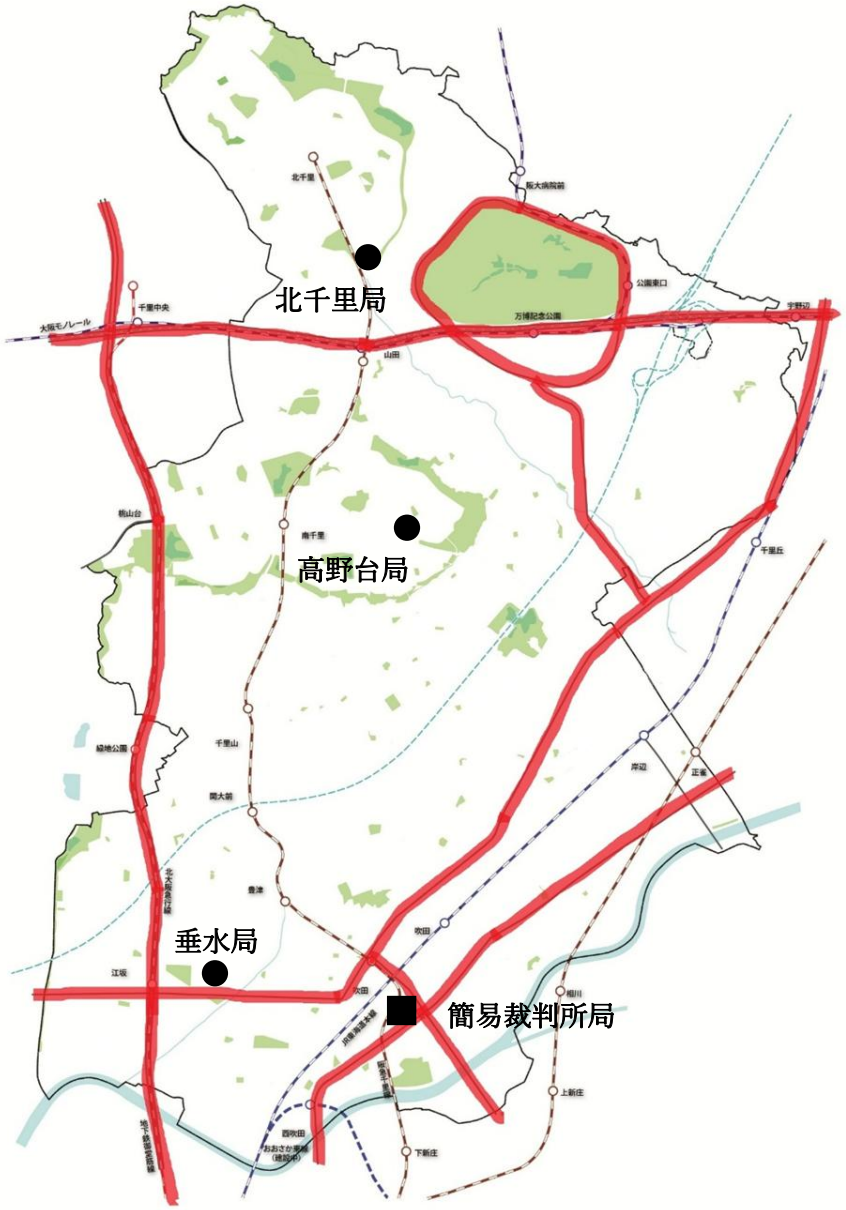
(2) 光化学オキシダント測定機の移設

現在、垂水局では別紙３のとおり３項目を測定しています。前述のとおり、光化学オキシダントは環境基準等を達成していないことから、垂水局に設置されている光化学オキシダント計を南部に位置する簡裁局に移設することにより、今後も継続的に光化学オキシダント濃度の測定が可能となります。

４　廃止後の監視体制

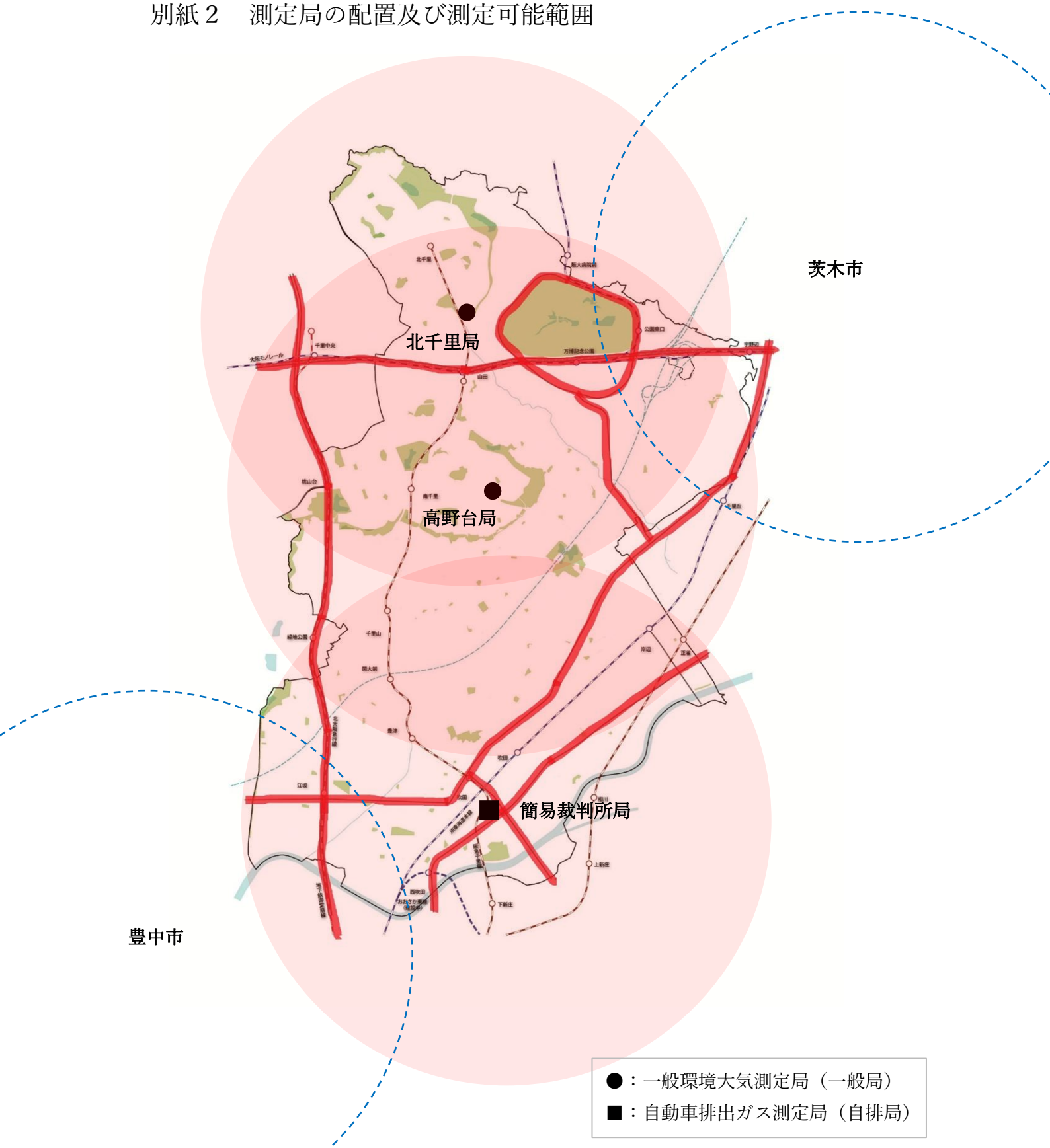
以上、垂水局の廃止を行った場合でも、継続して効率的に市全域の大気常時監視体制を維持することができます。

別紙１　測定局位置図



●：一般環境大気測定局（一般局）
■：自動車排出ガス測定局（自排局）

別紙２　測定局の配置及び測定可能範囲



測定項目一覧

別紙3

【現行　R8年度】

測定項目	吹田市垂水局 （一般局）	吹田市北千里局 （一般局）	吹田 簡易裁判所局 （自排局）	吹田市高野台局 （一般局）
二酸化硫黄		○	○	
浮遊粒子状物質	○	○	○	
窒素酸化物	○	○	○	○
一酸化炭素			○	
オキシダント	○	○		○
非メタン炭化水素		○	○	
微小粒子状物質		○	○	
合計項目数	3	6	6	2

【見直し後　R9年度】

測定項目	吹田市垂水局 （一般局）	吹田市北千里局 （一般局）	吹田 簡易裁判所局 （自排局）	吹田市高野台局 （一般局）
二酸化硫黄		○	○	
浮遊粒子状物質		○	○	
窒素酸化物		○	○	○
一酸化炭素			○	
オキシダント		○	○	○
非メタン炭化水素		○	○	
微小粒子状物質		○	○	
合計項目数	0	6	7	2

※垂水局の測定を廃止

一般局：一般環境大気測定局（以下「一般局」という）であり、一般環境の大気を測定する。
自排局：自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という）であり、自動車排出ガスの影響を測定する。